



2025年9月26日

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応について

当行は、現在政府・各産業界・金融機関一丸となっていて行っている「手形・小切手の全面的な電子化」への取り組みとして、当行の手形・小切手の振出、および他の金融機関で振出された手形・小切手の当行口座への入金について下記の対応を実施しますのでお知らせいたします。

つきましては、お早めに決済手段の電子化への移行手続きをいただきますようお願いします。

記

1. 手形・小切手の振出期限の設定

最終振出期限 2026年9月30日（水）

- ・最終振出期限以降に振り出された手形・小切手は当座預金から支払いができません。
- ※なお、未使用の手形・小切手の買い戻しは予定しておりません。

2. 他行振出手形・小切手の入金終了

入金終了日 2026年9月30日（水）

- ・当行以外の他行を支払地とする手形・小切手の入金扱いの受付を終了します。

3. 代替サービスのご案内

手形・小切手に代わる決済手段として、「電子記録債権（でんさい）」、「肥銀ビジネスインターネットバンキング」、「法人クレジットカード」の利用をご検討ください。

4. 電子化移行のメリットについて

（１）コスト削減	印紙税や取引先への郵送料、取立手数料等のコストを削減できます。
（２）事務負担軽減	紙の現物を管理する必要がなくなり、押印や取立手続き、発送等の煩雑な事務負担が軽減できます。
（３）リスク低減	発送時の封入ミスや盗難、紛失の心配がなく、災害時も安心です。
（４）場所を選ばず利用可能	非対面の決済取引が可能となり、金融機関への訪問が不要となります。

以 上

《本件に関するお問い合わせ》
肥後銀行 業務統括部
担当： 千代田
電話：096-326-8627